

(第十六部)

第一回 参議院財政及び金融委員会會議錄第四十号

(五四八)

付託事件

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○物價引下運動促進に関する陳情(第九号)

○製塩事業保持対策樹立に関する陳情(第十九号)

○織物の價格改訂に関する陳情(第二十八号)

○少額貯金及び各團體預金封鎖解除に関する陳情(第五十二号)

○インフレ防止に関する陳情(第七十一号)

○電氣税復活反対に関する請願(第四十三号)

○會計検査院法の一部を改訂する法律案(内閣提出)

○低物價政策上官營事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十号)

○通合兵舎並びに宿舎建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一号)

○賠償税の新設に関する請願(第四百十八号)

○中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願(第四百二十八号)

○企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四百四十号)

○中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情(第二百三十三号)

○會計検査院法制定に関する請願(第二百一十二号)

○失業保険特別會計法案(内閣提出)

○非戦災者特別税に関する陳情(第三百三十一号)

○政令第七十四号中憲法違反の條項に関する請願(第二百五十七号)

○自給製塩制度存続に関する請願(第二百九十一号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税課税外とすることに関する陳情(第三百八十一号)

○庶民銀行設立促進に関する陳情(第三百九十一号)

○通貨発行審議会法案(内閣提出)

○經濟力集中排除法案(内閣提出、衆議院送付)

○物品税免稅点の引上げ等に関する請願(第三百二十八号)

○今次日立鉾山地区の水害復旧特別融資等に関する陳情(第四百十二号)

○金屬鉾山開業を經濟力集中排除法案中より除外することに関する陳情(第四百十五号)

○戦死者遺族を非戦災者特別税の課税外とすることに関する陳情(第四百十八号)

○企業整備に関する陳情(第四百十九号)

○自給製塩制度存続に関する陳情(第四百二十九号)

○旧軍用施設並びに敷地の無償交付に関する請願(第三百五十一号)

○生業資金貸付に関する請願(第三百六十二号)

○庶民金融機構の確立に関する請願(第三百七十二号)

○木材業者の水害復旧費に対する融資並びに國庫補助に関する請願(第三百八十号)

○天日製塩実施に関する陳情(第四百六十二号)

○經濟力集中排除法案に関する陳情(第四百八十一号)

○自給製塩制度存続に関する陳情(第四百九十二号)

○企業再建整備法の改正に関する陳情(第五百六号)

○物品税免稅点の引上げ等に関する陳情(第五百十三号)

○企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○物納せる耕地の公租公課に関する請願(第四百六十八号)

○所得稅法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○非戦災者特別稅法案(内閣提出)

○昭和十四年法律第二十九号災害被災者に対する租稅の減免、徴收猶予等に関する法律を改正する法律案(内閣提出)

○持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○接收家屋の地租家屋稅等に関する請願(第五百八号)

○經濟力集中排除法案より電氣事業を除外することに関する請願(第五百三十六号)

○政府に対する不正手段による支拂請求の防止に関する法律案(内閣提出)

○財政法第三條の規定の特例に関する法律案(内閣提出)

○竹材加工業に関する陳情(第五百八十五号)

○北海道に在動する政府職員に対する越冬燃料購入費補助のための一時手當の支給に関する法律案(内閣提出)

○財閥同族支配力排除法案(内閣提出)

昭和二十二年十一月二十六日(水曜日)午前十時三十八分開會

本日の會議に付した事件

○經濟力集中排除法案

○持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案

○委員長(黒田英雄君) これより委員會を開會いたします。本日は經濟力集中排除法案並びに持株会社整理委員會令の一部を改正する法律案、この二つの法律案を議題といたしまして、御審議をお願いいたします。企業再建整備法の關係ですが、企業再建整備法の整備計画について、政府で只今拵えておる認可基準については、これはまだ確定していませんので、皆さんの御参考に配付しますが、外部にはどうぞお出しにならないように願いたいという事です。それから、お配りしますが、そのお含み置きで御処理を願いたいと思ひます。それから經濟力集中排除法案につきましては、すでに御承知の通り衆議院におきまして修正可決になりましたが、修正が有りますからその点はどうか御了承願ひます。

それから持株会社整理委員會の一部を改正する法律案の方については、修正なく衆議院で可決されてこちらへ参つたのでありますが、この点について

は多少集中排除案の修正と関連いたしました問題があると思ひますから、これは御注意を願ひ申します。ちよつと速記を止めて……。

(速記中止)

○委員長(黒田英雄君) それでは速記を始めて……。両法案につきまして、御質疑のおありの方は御質問を願ひたいと思ひます……。それでは暫時休憩をいたします。

午前十一時五十分休憩

午前十一時二十九分開會

○委員長(黒田英雄君) 開會いたします。休憩前に引續きまして審議を續けたいと思ひます。両案につきまして御質問のある方は御質問願ひたいと思ひます。

○松嶋喜作君 持株会社整理委員會のあれは、法人だとおっしゃつたですが、性質をちよつと御説明願ひたいと思ひますが、あれは役所じやないのです。そのことについてちよつと……。

○政府委員(佐多忠隆君) 持株会社整理委員會の性格は、いかんという御質問だと思ひますが、持株会社整理委員會は、昭和二十一年勅令第二百三十三号、持株会社整理委員會令に基づいて設立された特別の法人でございます。従つて政府とは独立した一つの法人格を有するものであります。従ひまして、政府部内の機關として行政権を行使する、いわゆる行政官廳という性格のものではなくして、飽までも特別な法人といふことになつておるわけでございま

す。併しながら同時に持株会社整理委員会令により委任に基づいて、行政権の一部を担当する機関であるというところになっておるわけでありまして、このたび御審議をお願いしておりますが、政正令によりまして、更に集中力排除に関する行政的な措置を委任され、それを担当するというところに相成るわけでございます。従いまして、最近でございましたいわゆる独占禁止法の担当機関でありますところの公正取引委員会は、委員会形式による行政官廳でありまして、持株会社整理委員会とは、これとは又異なるもので、飽くまでも特別の法人であると、行政官廳ではない、併しながら法律によつて行政権を委任されて、その一部を担当するという性格のものであるというふうに考えております。

○松嶋喜作君 過般の新聞によりますと、持株会社整理委員会の委員の当局から、一時、この持株会社整理委員会を官廳とする、一つの役所とするというふうな意向が新聞に現れたのに対して、持株会社整理委員会は、官廳になることを好まない、というふうな記事が出ておつたのであります。私は経済力集中排除法案の内容といたしまして、非常に委任の部面が多い、行政委任の部面が多くつて、非常に重大な役割を演ずるのでありますから、官廳としてもよいじゃないか。むしろ官廳にして、厳正な立場に立つて行けばよいと思ひに拘りませず、特に特別の法人としてやられると、持株会社整理委員会の方は、官廳たるの性格を忌避しておるように見えるのであります。その点について、非常に私は解し得ない氣持を持ちますが、

なぜ堂々たる官廳として、役人として臨まないかという点について、御意見伺います。

○政府委員(佐多忠隆君) 松嶋委員の御質問のように、持株会社整理委員会が行使する権限は、特に今度の政正令によりまして、更にそうでありまして、行政権の一部でありますので、一應政府内部の機関たる官廳をして、即ち純粹の行政官廳をして行はしめるというのが、普通の構想であると考えるのであります。併し元來持株会社整理委員会の任務としましては、聯合軍の占領政策の一環としての財閥解体處理等でありまして、これは連合軍の方から見れば、政府そのものをして行はしめては、どうも從來の行きがかり等から見て退屈的なものになる虞れが多分にある。政府とは別個のものをして行はしめたいという意向が、聯合軍の方に非常に強くあつたわけでありまして、特に、更に、持株会社整理委員会が扱う仕事は、今度の集中排除法の担当に關聯しまして、非常に迅速的確を要するので、そういうものとして、むしろ行政官廳が、いろいろの制限に遭つて、おのずから事務が敏捷に行かないというふうな憂いがあるもので、そういう点においては、むしろ法人の方が適當である、更に、やることが非常に複雑多岐な問題であつて、民間から多数の練達した士を迎えなければならぬので、そういう人々が構成する委員会としても、純粹な行政官廳では、そういう人が十分に腕を揮ふことができないというふうな意味で、特殊法人にしていただく方がいさううという見解でございます。財閥等の持株の譲渡を受けまして、更にこれを

廣く民間に譲渡するというような仕事もしなければならぬので、こういう仕事は、政府自身がその衝に當るよりも、やはり別個の法人格を備えた者をして行はしめることが適當であるというふうな考え方もできますので、非常に特異な構想ではあります。特別な法人をして、委任の形で、集中力排除の措置をさせるというように相成つておるわけでありまして、

○松嶋喜作君 そうすると、敏達に、自由にやらせたいというために、特別の法人を作つてやると、政府であれば、手續が面倒であり、遅くなるという憂いがあるように聞えますが、内閣總理大臣が委員会を作られて、その主宰者になれる。こういうことになつておるようですが、その關係はどうなりますか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 内閣總理大臣が委員会の主宰者というふうに御質問でございますが、現在の持株会社整理委員会及び今度の法律によつての、改正となつた整理委員会も同じでございますが、整理委員会としては、一應内閣總理大臣は、直接その整理委員会の構成員という恰好は取りませんので、内閣總理大臣は、持株整理委員会に、行政権の一部を委任すると同時に、それを監督する地位にございまして、その点は從來も同じでございます。したが、今度一應その点を法文の上にも明らかにする意味におきまして、今度の改正法律案の中に、第一條の末項に「整理委員会が公の機関として内閣總理大臣の監督二國」ということを規定いたしました。それを明らかにした、い、こういうふうに法律案はなつております。

○松嶋喜作君 それでは、その罰則の方で伺いたのですが、行政官と持株整理委員会の委員というものの業務遂行に關する罰則規定の点についてはどうういふ差違がありますか。それを伺いたしたいと思います。

○政府委員(渡邊喜久造君) 持株会社整理委員会令の第八條に、整理委員会の職員はこれを法令によつて公務に従事するところの職員とみなす。こういう規定が現在入つております。従いまして職員につきましては、公務員と同じような立場にみなされま。同じものとみなされま。例えば贈賄のような問題が出ました場合におきましては、公務員としての取扱いを受けます。それから尙職員、委員に關する罰則の規定としましては、今度の改正法律案におきまして、從來その規定が欠けておつたのであります。が、第三十六條の二に委員、委員長、務委員、それから委員会の職にある者、又はこれらの職にありました者が、その職務に關して知得した事実の漏泄をなしたというふうな場合におきましては、一年以下の懲役、又は五千元以下の罰金に処す。秘密漏泄につきましては、特別の処罰規定を作る、こういうふうな規定を設けまして、委員会の委員、職員の仕事が、公正に且つその特殊な地位を利用をしないようにといつたような考慮を拂つております。

○松嶋喜作君 續いて私が質問するのは恐縮ですが、この経済力集中排除法案にあるところの除外例を考慮しておられるのはどういふ仕事であるか。この間銀行等については、別に考慮するようの御当局の御説明でありました

が、それについて重ねてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(渡邊喜久造君) 経済力集中排除法におきまして、この法律により指定を行わないという除外例の規定が設けられておりますのは第十七條でございまして、「國、地方公共團體、公團(特別調整機構を含む。)及び労働組合については、第三條の規定による指定を行わない。」という規定がございまして、結局法律上當然この指定を受けない。従いまして、この指定に基づいての排除を受けないということ、が、法律の上からはつきり出ておりますものは、國の事業、地方公共團體のやつております事業、公共團體及び労働組合、これだけでございまして、従いまして今の御質問にございまして金融機關を指定するということ、は、法律の上からいたしまして別に出て参つておりません。従つて法律の上から見ますと、金融機關につきましても、この経済力集中排除法による指定排除という問題が起り得るということになつております。恐らく今もお話もございまして、ただこれを實際にそれではどういふふうな活用して行くか、運用して行くかという問題につきましては、金融機關の特殊な性質及びその金融機關並びにこの法律を適用した場合における諸般の影響といつたような問題を考えまして、十分慎重にやる必要がある、従つて具体的にそれはどうなつて行くかということについては、目下關係方面においても検討中でございます。この際にお答えする程度になつていないというのを申し上げましたので、その辺を御了承を願ひたいのであります。

に私は解し得ない氣持を持ちますが、

株の譲渡しを受けまして、更にこれを

ります。

よりの御当局の御説明でありました

す。

○松嶋喜作君 それでは請願が出てお
ります電氣事業についてはどう御
見解でございますか。

○政府委員(佐多忠隆君) 電氣事業に
つきましては、一應電氣力集中排除法
の対象になるわけでございますが、あ
れを具体的にどう措置するかという問
題につきましては、まだ今のところは
つきりした決まった考え方はございま
せん。それから具体的にもまだ今のと
ころ問題にしております。今後或い
は詳細な調査をして、その上で何らか
の決定をするように相成るかと思
っております。

○松嶋喜作君 憲法第二十四條の規定
から見ますと、我々は経済人とし
て、政治的にも経済的にも平等な取扱
いをするという大原則が課せられてお
るのですが、そうやって電氣はまだ未
知数である。この電氣事業を小さく割
るとか、或いは縦横に分割するという
ことが非常に経済的に不利であるか
ら、これは除く。銀行は非常にデリ
ケートであるから、これも考慮の中に
入れて、一律の排除は行なわん、公の
ここに示しておるものは、これ亦明確
に除外する、こういうことになつて行
く。その裁量というものは、持株整理
委員会に任じてどういう措置か分らん
というふうな状況を考えますとき、我
々はこの電氣力集中排除法案というも
のは、根柢において非常な無理がある
のではないかと考がいたします。か
ら、重ねて又御質問を申し上げたいと思
います。

○政府委員(佐多忠隆君) 先程申し上げ
ました第十七條の除外する問題は、専
ら公共の利益の点から考えまして、あ
れらは当然に除外されるものというふ
うに考えておるのでございます。更に
今お挙げになりました電氣事業、或い
は金融業については、集中力排除法案
の根本の考え方でございまして、そこ
の、一体そういう結合が公共の利益に
反するものなりや否や、そういう意味
で過度な集中であるかどうかというこ
とが判断の基準になりますので、そ
ういふ点をいろいろ考えて参りますと、
今の段階ではまだ金融業或いは電氣業
について、纏つてどういふふうにする
という構想ができていないという状況
であると答へいたします。

○委員(黒田英雄君) 他に御質問に
ございせんでしょうか。

○松嶋喜作君 この第五條の利害関係
人というところには、株主は入つてお
りますでしょうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) この利害
関係人に株主は入つておると解釈して
おります。ただ併しこの規定を運用し
て参ります場合におきまして、文書で
利害関係人に通ずるという場合にお
きましては、各株主に一々通知する
というところはできないと思ひます。従
いましてその次の項に、公告で以て通知
に代へ得るという規定がございまして
で、これはまだ実際の運用上はどうい
うふうによつたらよいかという判断は
問題になりますけれども、株主とか、
そういう實際に一々文書で通知できな
い人たちに對しましては、公告により
まして通知に代へる。この利害関係人
は後の方で、聴聞会などいろいろ関
係が出るわけでありまして、相当廣く
解釈すべきではないかと、かように存
じております。

○松嶋喜作君 通知は成ほど公告で分
ります。若し沢山の株主から異議が
出ました場合に、これを一々処理して
おつては事実上不可能ではないかと思
ひますが、その沢山の異議について、同
時裁判とか、同時措置するということ
が、事実上許されるものでありまし
うかどうか。

○政府委員(渡邊喜久造君) 異議があ
りますときに、先ず問題になりますの
は、先ず異議の申立がございまして機
会が第一でありまして、聴聞会
におきましては、いろいろな株主から
いろいろの御意見が出て来るのであり
ます。又この利害関係人の中には、例え
ば従業員なども入り入る関係になり
まして、従業員の人が大勢いる。な
らば、従業員が異議申立をして来るとい
うような、意見を言つて来るといつたよ
うな場合も考えられますので、そうい
うような場合をいかに整理し、同時に
できるだけそれに措置するかという問
題は、いろいろ事実問題として参り
まして、この点のつぎましては、現在考
えておりますところでは、聴聞会の開催
の場合における規則を一應作りまし
て、これは七條の一項の十一号に、必
要な規則を定めるといふ権能が與えら
れておりますが、この規則を定めまし
て、適当に整理するといふことを考
えておる次第であります。十分その利害
関係人の意思は通ずると同時に、それ
が余りに錯雜し過ぎて、全体の決定を
從らに遅らせることのないようにとい
う点で整理をするような規則を作ると
いふことを考へております。それか
ら、あと内閣總理大臣と異議の申立を
する、或いは訴訟になるといつたよ
うな問題におきまして、各人からい
ろいろな立場で以て問題が出ると思

ますが、それはもう普通の措置に任せ
まして、特にそのためにいくつもの
のを一緒に併せて審議するといつたよ
うなことは別に考へておりません。
○中西功君 ちよつと速記お止めて下
さい。

○委員(黒田英雄君) 速記を止め
て……。

午後十一時五十七分速記中止

午後零時二十五分速記開始

○委員(黒田英雄君) 速記を始め
て……。

○木村八郎君 この法案の実施によ
つて一番問題になる点、これまた審
議で一番問題になり、そうして各委員
から一番危懼されて来た点は、本法案
実施の結果、どういふ影響を日本の経
済に與えるか、その影響について皆非
常に心配であるために、本法案につ
て実施の結果を非常に憂慮し、そうし
て又自信が持てないというふうなこ
とで、これまで非常に慎重審議して参
つたのであります。大体この基準と
いうものも、具体的ではないのであり
ますが、一應基準は明示されてお
ります。これを實施したならば日本の経
済、或いは金融界、産業界その他に
いどの程度の影響を與えるか、そう
いふお見通しが政府の方にあるのか
うか、そうしてその結果、この法案実
施の結果、いろいろ企業が細分され
たりなんかする場合です。そのこと自
体は、日本の電氣力が非常に小さくな
れば、これは平和的になる。平和的と
いふことは、即ち競争する力がもうな
くなる。そういう意味においては或い
は平和的になるかも知れないのです。
併しながら第一條において、この法律

は平和的かつ民主的な國家を再設する
といふことになつておりますので、若
しこの法案實施の結果、日本の電氣力
が非常に疲弊して、そうして國民生活
がボツダム宣言に許されておるよう
な生活水準程度以下の非常に惨めな生
活水準になる。そういうことになれば、
これは民主的な國家再建には役立たな
いといふことになつておるんです。従
つてこの平和的といふことと民主的
といふことを、どの程度に調整して行
くか。即ち日本の電氣力の中から競争を
排除し、又競争の基礎となるようなも
のを排除しなければなりません。そ
れと同時にその排除の結果が、日本の
國家の民主的な再建に非常な障害が來
るということになれば、これは矛盾す
るわけであります。従つて本法案實施
による影響といふものを、どの程度に
政府はお見込であるか。まだはつきり
分らないでしようけれども、一体これ
によつて日本電氣が民主的に再建し得
る自信があるのかないのか、見込があ
るのかないのか、大まかなところでよ
ろしいのですが、そういう点について
先ずお伺ひして見たいと思ひます。

○政府委員(佐多忠隆君) アメリカの
対日初期管理方針にも示してありま
す。よきに、日本の巨大な産業上、商
業上、金融上のコンビネーション、これ
が日本電氣の侵略的な勢力の経済的基
礎をなしたものである。それがコンツ
ェルンの形で、財閥の形で侵略主義の
基礎をなしたものであるという考え
方に基きまして、そういう財閥、そう
いうコンツェルンは解体して、これを
民主化するといふことが絶対に必要で
ある。そういう意味において日本電氣
の平和化は即民主化であるというふう

な問題におきまして、各人からい
ろいろな立場で以て問題が出ると思

は平和的かつ民主的な國家を再設する
といふことになつておりますので、若
しこの法案實施の結果、日本の電氣力
が非常に疲弊して、そうして國民生活
がボツダム宣言に許されておるよう
な生活水準程度以下の非常に惨めな生
活水準になる。そういうことになれば、
これは民主的な國家再建には役立たな
いといふことになつておるんです。従
つてこの平和的といふことと民主的
といふことを、どの程度に調整して行
くか。即ち日本の電氣力の中から競争を
排除し、又競争の基礎となるようなも
のを排除しなければなりません。そ
れと同時にその排除の結果が、日本の
國家の民主的な再建に非常な障害が來
るということになれば、これは矛盾す
るわけであります。従つて本法案實施
による影響といふものを、どの程度に
政府はお見込であるか。まだはつきり
分らないでしようけれども、一体これ
によつて日本電氣が民主的に再建し得
る自信があるのかないのか、見込があ
るのかないのか、大まかなところでよ
ろしいのですが、そういう点について
先ずお伺ひして見たいと思ひます。

は平和的かつ民主的な國家を再設する
といふことになつておりますので、若
しこの法案實施の結果、日本の電氣力
が非常に疲弊して、そうして國民生活
がボツダム宣言に許されておるよう
な生活水準程度以下の非常に惨めな生
活水準になる。そういうことになれば、
これは民主的な國家再建には役立たな
いといふことになつておるんです。従
つてこの平和的といふことと民主的
といふことを、どの程度に調整して行
くか。即ち日本の電氣力の中から競争を
排除し、又競争の基礎となるようなも
のを排除しなければなりません。そ
れと同時にその排除の結果が、日本の
國家の民主的な再建に非常な障害が來
るということになれば、これは矛盾す
るわけであります。従つて本法案實施
による影響といふものを、どの程度に
政府はお見込であるか。まだはつきり
分らないでしようけれども、一体これ
によつて日本電氣が民主的に再建し得
る自信があるのかないのか、見込があ
るのかないのか、大まかなところでよ
ろしいのですが、そういう点について
先ずお伺ひして見たいと思ひます。

な考え方を採つておるわけでございます。

す。従いまして、コンツエルンなり、財閥を解体するといふ方向も、單に企業を細分化するといふことではなくて、そういうコンツエルンとか、財閥の形において侵略的な勢力の経済的な基礎をなすような限りにおいて、それを解体するといふことでありまして、若しその結合、その大規模化が本當に技術的な、或いは生産的な意味において生産力増強の必要上存立しておるものならば、そのものを更に細分化しようといふようなことは毛頭考へておらないわけでありまして、その点については最高司令官も亦日本経済を弱体化し、細分化し、生産力を停頓させ、低下させるようなことは絶対に考へていないし、若しそういう真意があるならば、それに対しては慎重な考慮を拂ひ、万全の措置を採りたいといふふうに明言しておられますので、その点においてはなんらの心配はないことだと思ひます。従いまして日本経済の合理的な再編成とは、今後日本経済が國際経済の一環として國際競争場裡において有力に競争し得るような近代的な規模、近代的な形においての産業の再編成を所期しておりますので、そういう点において生産水準なり、生活水準は、少くとも日本経済は、日本國民が自立して成長し、發展し、平和的な世界経済に寄與し得るような形で進めるような方向に再組織、再編成するといふ心組でございます。

○木村八郎君 今のお話はよく分りました。もう一度この法案實施に伴つて、日本経済の民主的な再建、それから生産力が非常に落ちるということ、あまり見通されないというお考でございますか。

○政府委員(佐多忠隆君) 御質問の通りでございます。ただ先程申しましたように、國民経済、各企業を細分化し、弱体化するといふことを所期しておられますので、實際に措置して行く過程においては、そういう結果は起らないと思ひますが、ただ真に起ることは、これが長きに亘つて見通しを與えないで不安な状態に置いて置くという結果は、或いは生産力の停頓というやうな虞れがなきにしもあらずと思ひますので、決定した以上は指定その他を迅速にやつて、見通しを早く明瞭にしたいという希望を持っております。

○木村八郎君 只今のお話によつて大体分りました。これまでも一般の日本國民並びに父兄階級の人たちも、この法案實施の結果によつて企業が細分化されて、そして生産力が非常に落ちるということになるのではないかと、即ちこの法案實施の影響というものは、日本の生産力を非常に停頓させるのではないかと、これは一番憂へられてきたところでありましたが、只今のお話によつて本法案の指定の時期が長くなり、そういうことになつて経済界が不安を抱き、そのための影響はあるかも知れませんが、他の経済力を細分化するといふことによつて、日本の経済力を非常に停頓させるといふ通しでありまして、若しそういうふうに通しされるならば、國民は比較的に安堵するといふことになつて思ひます。これは私の見解でありまして、けれども、この法案の一つの大きな目的が、この平和的國家の再建にあるのでありま

して、平和的といふことは戦争の基礎を排除するといふことにありと思ひます。であります。その点では戦争の原因になつたものが経済設備、産業設備、そういう設備の集中であつたのか、或いはそういうものの所有権の集中、即ち株式を独占したり或いは企業を独占したり、そういうものであつたのかどうか、考へて見るのに我々の見るところでは、そういう独占の集中にある。それが独占資本、いわゆる独占金融資本、そういう力が戦争に拍車を掛け、さうして戦争の基礎になつて行つた。さういふように解釈されると思ひます。ありまして、この意味合においては、無論設備そのものが集中されている。これが軍事的な設備であつたりする場合には、直接戦争の基礎になります。が、さういふものは無論戦争放棄といふ以上、これは分散されるどころか、むしろ排除され、これがなくされるわけでありまして、さうでない設備能力、さういふものの集中化といふものは、近代産業を営んで行く場合には、これはもう當然のことである。世界の大勢ともあり、マスブロードクシヨンの方式というものはこれは當然どの國家でも國民の生活水準を高める上には、採用されなければならぬ企業的方式であり、形態であると思ひます。従つて一面においては、その所有の分散化といふものは、財閥解体その他において相当進行しており、又独占禁止法によつても徹底されて行くと思はれるのであります。

只今のお話を伺いますと、大體私がお考へていたところと余り違はないと思ひます。今後持株会社整理委員会が、その運用において、只今御答弁があつたやうな方向において運用されるということであるならば、さう心配したこともないやうに了承されるのであります。政府におきまして、是非さういふような精神において、日本の生産力を停頓させて、さうして國民の生活水準を非常に窮乏に陥れるといふことのないやうに、この民主的な國家再建といふ方面も十分考慮に入れられて、この運用が日本経済再建の障害にならないやうに、さういふふうにお我々は期待する者であります。政府においてもさういふ方向に一つ今後とも十分努力して頂きたい。

○政府委員(佐多忠隆君) 木村委員の今の御説のように、大體この経済力集中排除法が狙つておりますのは、所有の集中を排除するといふことが主たる狙いでございまして、若し集中、或いは大規模化といふやうなことが近代的な産業の技術的な要請によつていふもの、或いは生産の必要上、さういふふうになつていふもの、或いは原價計算的に見て、経済的に見てそれが合理的であるといふやうな意味での大規模化、さういふ意味での集中を細分化しようといふことは毛頭考へておりません。たださういふ集中を基礎にして、特定の所有者がその寡頭支配の具に供するために、過度な集中をやつていふといふやうなものを排除して行くといふことが主要な狙いでございまして、その点は御説の通りであると思ひます。尙木村委員の御主張のように、政府としても持株会社整理委員会をしてさういふ趣旨でこの法案の運用に当るやうに、慎重に対処させたいと思ひますが、尙持株会社整理委員会は國會における種々な論議を慎重に検討し、

その述べられた意見に照應して処置をするやうに心懸けておりますから、その点は御期待に副い得ると私共思つております。

○中西功君 この法案が通過してさうして具體的指定がなされて行きますときに、私共一番差当り問題となると思ひますのは、大抵の今までのいわば綜合的な企業では、その各單位の経営形態といふものは決して均一でないと思ひます。或る中心の部門において多量な赤字を上げて、他の部門において多量な黒字を上げて行つていふやうな経営關係が現に成立してゐると思ひます。それは物價の關係、公定價の問題その他と絡み合つておりました。その点は現實には非常に複雑なものです。それで問題はさういふことを切り離す場合に、最近の企業再建整備とかち合ひまして、結局企業再建整備の悪い面を非常に強化するといふことになる可能性を持つておると思ひます。結局切り離した場合に、尤も今まで経理が悪かつた、條件の悪かつた企業はよろしいが、さうでなく今まで割合に不利であつたといふ、これは何も経営自体が不利であるといふよりも、これは物價の關係から不利になつておる場合が多いと思ひます。さういふ場合或いは又實際にこの企業はもう資本家として切り捨ててもいいと考へておるやうなもの、併し實際働いておるものはそれが切り捨てられては結局失業するわけですから、さういふやうな場合にこの集中排除法が非常にいい理由になる、根拠になつてその相当のものが現実に切り捨てられ、或いは切り捨てられないまでも極めて不利な経営状態に置かれて、止むを得ない、それを止めてしま

は、あまり見通されないのであるが、

の平和的國家の再建にあるのでありま

員会が、その運用において、只今御答

における種々な論議を慎重に検討し、

て、止むを得ない、それを止めてしま

うとそこに働いておる従業者も非常に不利な條件に行かざるを得ないということが現実に起る。これは企業再建整備の悪い面をまず、助長するということになり、輪を掛けるということになると思ふ。そうした場合に、問題は、従業員がこの問題に当面して難局を突破して行く場合、そういうふうないわば資本家の種々のやり方に対して、何らかの対抗して行くための保障が法案としてどこかに與えられておるかどうかが、どういふ條項がそれをセーブしておるか、その点をちよつとお聴きしたいと思ふ。

○政府委員(佐多忠隆君) 中西委員の仰せの通りに各企業は一つ一つを取つて見れば、採算のいいものもあるし、不採算のものもある、それらが相互に経営することによつて成立してあるものが相当沢山あると思うのであります。が、若し不採算の工場が日本の生産水準を維持するためには絶対に必要であるということになりますれば、仮に不採算工場であつても採算のいい工場と一緒にして今後保持させて行くということは絶対にやらなければならぬことであると思ふ。そして、そういうものを無理に分割しようというやうなことは毛頭考えておりません。ただ問題は日本の生産水準を維持するために、従つて又國民生活を維持するために必要であるかどうかという点で、それを整理するか整理しないかの問題が決定されるというふうに考えております。ただ併し今臨時経済を平和経済の方に切り換えるという必要がござりますので、専ら臨時経済のために必要とされて膨張して来た企業、工場等々は平和経済に組替へられる必要上、或いは整理

理される等々のことが相当に起るかも知れませんが、それ以外のものは若し國民生活の必要上どうしても生産水準と配合して存続を必要とするものは決して分割して潰すというやうなことはいたさないつもりであります。尚それらの再編成計画に対する従業員、或いは労働組合の意見等は聴聞会において十分に、若し疑義があり、意見があれば述べられることになり、そこで争われる余地を残しておりますから、その点で適當に措置して頂きたいというふうに考えております。

○委員長(黒田英雄君) いかでございませうか、他に御質問がなければ、これで質問は終了ということにいたして御異議ございませんか。どうしてもまだ御質問があれば止むを得ないから明日というにして、今日は時間も大分過ぎたようですからこの程度にして置きたいと思ふ。それでは今日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会
出席者は左の通り。

委員

黒田 英雄君
波多野 鼎君
伊藤 保平君
木村 昭八郎君
下條 恭兵君
椎井 康雄君
森下 政一君
玉屋 喜童君
西川 甚五郎君
松嶋 喜作君
山田 佐一君
深川 大馬君
星 一君

十一月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、財閥同族支配力排除法案(予第百三十三号)

財閥同族支配力排除法案
財閥同族支配力排除法
第一章 総則

第一條 この法律は、財閥の事業の形成維持に有力な寄與をした人的結合を切り離し、以て民主的健全な経済の發達を促進することを目的とする。

第二條 この法律において財閥とは、この法律施行の日において現に持株会社整理委員会令第一條第一項の規定による指定者の指定を受けている個人につき内閣総理大臣が血族、姻族その他これに準ずる関係に基づき指定する区分に従い、その同一区分に属する者の群をいう。

この法律において財閥会社とは、昭和二十一年勅令第五百六十七号(会社の証券保有制限等に関する勅令)第一條に規定する従属会社及び関係会社をいう。

この法律において役員とは、取締役、業務執行社員、監査役及びその他顧問、相談役等名称の如何にかかわらずこれらの職と同等以上の権限又は支配力を有する職に在る者をいう。

第三條 この法律において財閥関係役員とは、財閥会社の役員でその任免が当該財閥の支配下に在り、且つ、当該財閥の利益を代表して当該会社の重要な運営に参加して

の額面の合計額が千萬元を超える会社(但し、イ及びロに關し事実上財閥に支配されたものでないことみなされるものについては指定に當りこれを除外するものとする。ハ)その他財閥の事業の形成維持に有力な寄與をし又は財閥の経済的支配力の行使に有力な手段となつていたものとして内閣総理大臣が指定する法人その他團體をいう。

前項の財閥会社は、内閣総理大臣が各会社の沿革、事業の規模、各財閥の経済的支配の程度等について差異に基づく区分により、財閥直系会社、財閥準直系会社又は財閥傍系会社としてこれを指定する。

この法律において制限会社とは、昭和二十年勅令第六百五十七号(会社の解散の制限等に関する勅令)第一條ノ二に規定する指定会社をいう。

この法律において従属会社及び関係会社とは、昭和二十一年勅令第五百六十七号(会社の証券保有制限等に関する勅令)第一條に規定する従属会社及び関係会社をいう。

第四條 財閥に属する者が持株会社整理委員会令第一條第一項の規定による指定を受けた際現にその者と同一戸籍内に在つた者(以下財閥同籍者という。)で、この法律施行の際現にいずれかの財閥について内閣総理大臣の指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際現にこれらの会社の従属会社若しくは関係会社とな

つては、この法律施行の日から三十日以内にその職を辞さなければならぬ。その期間内に職を辞さない場合には、三十一日目にその職を失う。

前項の場合において業務執行社員に在る者は、業務執行権を有しない無限責任社員となるものとする。

財閥同業者は、この法律施行の日から十年間は、第一項の会社の役員に就き、又は同項の会社の役員に就くべき行為をしてはならない。

商法第二百五十八條第一項（これを準用する場合を含む。）の規定は、辞任又は任期の満了に因り財閥同業者が第一項の会社の役員に就くべき行為をしてはならない。

第三章 財閥関係役員

第五條 財閥関係役員は、この法律施行の際現に当該財閥について指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際これらの会社の従属会社若しくは関係会社となつてゐる会社の役員に在る場合においては、第六條第一項若しくは第七條第一項の規定により承認の申請をしないときは、この法律施行の日から三十日以内に、又かかる承認の申請をして同項の規定により内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者として通知を受けたときは、その通知を受けた日から三十日以内にその職を辞さなければならぬ。その期間内に職を辞さない場合には、

ては三十一日目にその職を失う。

財閥関係役員は、この法律施行の日から十年間は、前項に規定する会社の役員に就き、又はこれ等の会社の役員に就くべき行為をしてはならない。

前項第二項及び第四項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第六條 第三條第二項各号に掲げる者で左の各号の一に該当する事由があることの明確な証拠を提出し得る者は、証拠書類を附し内閣総理大臣に対し財閥関係役員でないことの承認を申請することができ

一 昭和二十年九月二日以前において財閥会社の役員に在つた期間において、当該会社が当該財閥に属する者又は当該財閥に属する指定のあつた財閥会社の支配に属してゐなかつたこと

二 本人の役員としての就任事情又はその職務の執行の事情より見て本人を財閥関係役員とみなすことが明かに不当であると認められること

内閣総理大臣は前項の申請を受理した場合、これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基づいて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項に規定する者で、この法律施行の際現に当該財閥について指定のあつた財閥会社若しくは制限会社又はこの法律施行の際これらの会社の従属会社若しくは関係会社となつてゐる会社の役員に在る者が、同項の申請をしようとする場合は、この法律施行の日から三十日以内にこれをしなければならない。

第七條 前條第一項の規定による外第三條第二項第一号に該当する者で財閥直系会社常務取締役若しくはこれと同等以上の権限若しくは支配力を有する役員以外の役員に就き、又は財閥関係会社の最高代表役員以外の役員に就くべき行為をしてはならない。

左の各号に掲げる事由が総て（同項第二号に規定するものについては第三号を除く。）備わること

一 当該財閥に属する者又はその同業者の配偶又は親子兄弟姉妹若しくはこれらの者の配偶者でないこと

二 当該役員に就任するため、に予め当該財閥又は当該財閥の財閥直系会社の承認を必要とする旨の取極のなかつたこと又は取極のない場合においてその承認を受けてゐなかつたこと

三 財閥直系会社の役員に在つた者については常務取締役、財閥直系会社の役員に在つた者については最高代表役員と同等以上の権限又は支配力を事実上有してゐなかつたこと

四 当該財閥の財閥会社の役員に在る者を同時に四以上兼ねてゐなかつたこと

受理した場合これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その審査の結果に基づいて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項に規定する者が同項及び前條に規定する事由による申請の双方をなさうとするときは、同時にこれをしなければならない。

第八條 第四條第一項又は第五條第一項の規定により会社を代表する権限を有する役員がその職を去ることとなる場合において必要があるときは、関係の会社は、当該役員に過半数の同意をもつてその職を退くこととなる役員のうち一人を選び、この法律施行の日から六箇月以内の期間を定め、一時その職に留まらせることについて、内閣総理大臣に対し、その承認を申請することができ

前項に規定する場合の外、関係の会社が、國民経済の復興上必要な場合その運営上欠くことのできない者であり、且つ、余人を以て代へることが困難な者について、内閣総理大臣に対し、一年を超えない期間を限り、役員に留まらせることについての承認を申請することができ

前項の規定により留任を承認された者の勤務する会社の承継会社が設立された場合、当承継会社が國民経済の復興上必要であり、又その者がその運営上欠くことのできない者であり、且つ、余人を以て代へることが困難な者であるときは、関係の会社は、内閣総理大臣に対し、その者が留任を許可された期間内に限り、当該承継会

社の役員に就くことの承認を申請することができる。

財閥関係役員は、内閣総理大臣に対し一年を超えない期間を限り清算中の会社の清算人の職に留り、又は就くことについての承認を申請することができ。但し特に必要があるときは、期間の更新を申請することができ

内閣総理大臣は、前四項の申請を受理した場合、これを財閥関係役員審査委員会に付議し、その結果に基づいて申請の承認又は不承認の処分をしなければならない。

第一項の場合において、当該申請に係る役員について、承認の処分があつた場合においては、その者の職に留まることができ

し、又、不承認の処分があつた場合には、その者の職に留まらなかつたこととする。

第九條 第四條又は第五條の規定の適用に當つては第四條第一項又は第五條第一項に規定する会社の承継会社は、これ等の規定に規定する会社と見なす但しこれ等の規定により役員に就くべき行為をしなければならない期間は第二項の規定により指定のあつた時又は内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者としての通知を受けた日から三十日以内とし、その職を失う日は、同項の規定により指定のあつた日又は内閣総理大臣による財閥関係役員に該当する者としての通知を受けた日から三十一日とする。

期間内に職を辞さない場合において

会社となつてゐる会社の役員職

内閣総理大臣は、前項の申請を

された期間内に限り、当該承継会

この法律で承継会社とは、財関

関係役員審査委員会が、前項に規定する会社の出資の状況並びに当該会社の営業、資産、取引先及び役員等の大部分、商号等の承継を考慮し、当該会社と実質的に同一なものとして決定したものに對して、内閣総理大臣が指定するものをいう。

第四條 第一項又は第五條第一項に規定する会社から出資を受け、又はその営業の全部若しくは一部の譲渡を受けた会社は、この法律施行の際現に存する会社についてはこの法律施行の日から三十日以内、又この法律施行の日以後あらたに出資を受け又は営業の譲渡を受けた会社についてはこれ等の行為のあつた日から三十日以内に、前項の規定による指定についての申請をしなければならない。

顧問、相談役、參與その他役員なることを疑わしめる名称を受けた者は、第四條及び第五條の規定の適用については、これを会社の役員に就いたものとみなす。

第四章 財関関係役員審査委員会

員会

第十條 内閣総理大臣の所轄の下に財関関係役員審査委員会を設置する。

第十一條 財関関係役員審査委員会は、左に掲げる事項に関する審査を行う。

- 一 第六條第一項の規定による財関役員でないことの承認の申請
- 二 第七條第一項の規定による財関役員でないことの承認の申請
- 三 第八條第一項乃至第四項の規定による留任又は就任の申請

第十二條 内閣総理大臣は、前條三号に掲げる申請を受理したときは、直ちに、これを財関関係役員審査委員会に送付しなければならない。

第十三條 内閣総理大臣は、財関関係役員審査委員会の要求に應じ、関係者をして、委員会に対して資料を提出させ、又は事実を説明させることができる。

第十四條 財関関係役員審査委員会は、その審査の権限に属するものを審査し、申請の送付を受けた日から三週間以内（第八條第一項による申請については五日以内）にその経過を、意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。但し内閣総理大臣は、必要あるときは、委員会の要求に應じ前項の期間を期間を限つて延長することができる。

第十五條 内閣総理大臣は、前條の規定による審査の報告を受けたときは、一週間以内（第八條第一項による申請については二日以内）に申請の承認若しくは不承認の決定を行い、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ、関係書類を公衆が閲覧し得るようにしなければならない。

第十六條 委員会は、委員九人以上でこれを組織する。特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。臨時委員は、委員会の決定に加はることのできない。

第十七條 委員長は、委員において互選する。

委員及び臨時委員は、内閣においてこれを命ずる。

第十八條 財関関係役員審査委員会は、委員長及び委員を併せて七人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

委員会の議事は、委員長を含め出席委員の過半数をもつてこれを決する。

可否同数の場合は、委員長の決することによる。

第十九條 委員長、委員及び臨時委員は、委員会の審査に關しては、これを外部に漏らしてはならない。

第二十條 財関関係役員審査委員会に事務局を置く。

事務局は、委員会の庶務を整理する。

事務局に政令の定めるところにより所要の職員を置く。

第二十一條 審査の手続その他委員会の事務に關して必要な事項は委員長がこれを定める。

第五章 訴訟

第二十二條 左に掲げる者は、その決定の基礎となつた事実につき誤りがあると認めるときは、内閣総理大臣に決定があつてから一箇月以内に再審査を請求することができる。

- 一 第六條第一項の規定により財関関係役員でないことの承認を申請して却下せられた者
- 二 第七條第一項の規定により財関関係役員でないことの承認を申請して却下せられた者
- 三 第八條第一項ないし第四項の規定により留任又は就任を申請

して却下せられた者

第二十三條 内閣総理大臣は、前條の規定による再審査の申請を受理したときは、直ちにこれを財関関係役員再審査委員会に送付しなければならない。

第二十四條 財関関係役員再審査委員会は、送付された申請書に基いて審査を行い、正当且つ充分な理由があるかを決定し二週間以内にその経過を、意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。

第十四條但書の規定は、これを前項の場合に準用する。

第二十五條 内閣総理大臣は、前條に規定する報告を受理したときは、速かに再審査の申請の却下又は財関関係役員審査委員会への戻差の決定を行い、これに基いて夫々必要な措置をとらなければならない。

第二十六條 財関関係役員審査委員会は、前條の規定により内閣総理大臣から再審査の請求を受けたときは、二週間以内にこれを再審査し、その経過を、意見を附して内閣総理大臣に報告しなければならない。

前項の場合において、財関関係役員再審査委員会委員は、財関関係役員審査委員会に出席し、且つその決定に参加することができる。

第十四條但書の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二十七條 内閣総理大臣は、前條の規定による再審査の報告を受けたときは、一週間以内に前回の決定の取消又は再審査の申請の却下

の決定を行い、これに基いて必要な措置をし、これを公表し、且つ関係書類を公衆が閲覧し得るようにしなければならない。

第二十八條 内閣総理大臣の所轄の下に、財関関係役員再審査委員会を設置する。

再審査委員会は、委員七人以上でこれを組織する。

再審査委員会は、委員長及び委員を併せて五人以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第二十九條 第十三條、第十六條第二項、第十七條、第十八條第二項及び第三項、第十九條ないし第二十一條の規定は、財関関係役員再審査委員会にこれを準用する。

第六章 罰則

第三十條 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は一万五千円以下の罰金に処する。

一 第四條第三項の規定に違反した者

二 第五條第二項の規定に違反した者

三 第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項ないし第四項又は第二十二條の規定による申請をした者でその申請につき虚偽又は事実をかくした申立をなした者

四 第九條第三項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

五 第十二條の規定により資料の提出又は事実の説明を求められこれに應じないか、又は虚偽若しくは事実をかくして申立をなした者

前項の罪を犯した者は、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

一 附 則

この法律は、公布の日からこれを施行する。

持株会社整理委員会令の一部を次のように改める。

第十條に次の一項を加える。

前二項ノ規定ハ、財閥同族支配力排除法施行ノ日ニ於ケル指定者及其ノ指定アリタル際現ニ其ノ指定者ト同一戸籍内ニ在リタル者ノ總テノ者ガ同法第五條ニ規定スル会社ノ株式其ノ他ノ出資ニ付所有スル額面ノ合計額ガ其ノ資本金額ノ一割ヲ超ユルトキハ其ノ一割ヲ超ユル部分ニ付之ヲ準用ス。

昭和二十三年四月十四日印刷

昭和二十三年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局